

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町六丁目二三六三番二地先から同市本町六丁目二三六三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年七月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一九・八七メートル</p>	<p>備考</p>